

令和8年度

介護保険料のお知らせ

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、介護保険事業計画に基づき、3年間の負担割合などを勘案して基準額を算出し、所得に応じて設定されます。令和6年度から令和8年度までの介護保険料基準額は、年額74,400円(据え置き)で、この基準額をもとに本人の所得状況および世帯員の課税状況により下表のとおり13段階に分かれます。個人ごとの介護保険料は、7月中旬に通知する予定です。

所得段階	所得段階の説明	保険料率	保険料年額(円)
第1段階	・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯等 ・住民税非課税世帯かつ、合計所得と課税年金収入額の合計が82.65万円以下	基準額×0.285	21,300
第2段階	・住民税非課税世帯かつ、合計所得と課税年金収入額の合計が82.65万円超120万円以下	基準額×0.485	36,100
第3段階	・住民税非課税世帯かつ、合計所得と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額×0.685	51,000
第4段階	・住民税課税世帯で、本人非課税かつ、合計所得と課税年金収入額の合計が82.65万円以下	基準額×0.9	66,900
第5段階	・住民税課税世帯で、本人非課税	基準額	74,400
第6段階	・住民税課税者で、本人の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	89,200
第7段階	・住民税課税者で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	96,700
第8段階	・住民税課税者で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	111,600
第9段階	・住民税課税者で、本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.7	126,400
第10段階	・住民税課税者で、本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.9	141,300
第11段階	・住民税課税者で、本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×2.1	156,200
第12段階	・住民税課税者で、本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.3	171,100
第13段階	・住民税課税者で、本人の合計所得金額が720万円以上	基準額×2.4	178,500

※保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。介護が必要になったときに誰もが安心してサービスが利用できるよう、保険料の納付にご協力をお願いします。

※令和7年度税制改正に伴い、令和7年中の給与所得控除の最低保障額が引き上げられましたが、令和8年度の保険料においては、令和7年度税制改正前の給与所得控除額を用いた所得にて算出します。

保険料の納付方法	特別徴収：年金天引き 10月・12月・2月分の保険料は、7月中旬に通知する年間保険料額から仮算定保険料(4月・6月・8月)を差し引いた残りの額を割り振って納めていただきます。 普通徴収：納付書または口座振替で納付
-----------------	--

■ 問合せ 健康福祉課 ☎ 0778-47-8007

令和8年度 成人歯科健診のお知らせ

いつまでも自分の歯でしっかり噛むためには、歯の定期健診は欠かせません。今年度も節目年齢の方を対象に、成人歯科健診(無料)を実施します。受診券が届いた方は、この機会にぜひ受診ください。

対象者

令和8年度中に20歳・25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳になる方

※対象者には成人歯科健診受診券(ハガキ)を6月下旬にお送りします。

実施期間

令和8年7月1日～
令和9年1月31日

持ち物

成人歯科健診受診券(ハガキ)、資格確認書またはマイナンバーカードなど

受診方法

受診を希望する町内または越前市内の歯科医院・クリニックへ直接ご予約ください。

負担金

無料

※歯科健診の結果、治療が必要となった場合の治療費は有料です。

受けよう 歯科健診



■ 問合せ
健康福祉課
☎ 0778-47-8007